

# 辺野古予算「流用」、地元で隠して設計委託、違法開発を不問 馬毛島買収やめよ

米空母艦載機訓練のための

日本共産党 田村貴昭衆院議員



米空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転候補地とされている馬毛島（鹿児島県西之表市）の買収が急ピッチですすめられています。

2月18日の衆院予算委員会で、日本共産党の田村貴昭議員が追及。国会審議を経ない「流用」で買収費用を確保し、土地の売買契約締結前に、地元で隠して約35億円の基本設計を委託し、違法開発を不問に付すなど、米軍のためなら何でもありの政府の姿勢が浮き彫りになりました。

以下、会議録（速記）を紹介します（見出しは当所につけました）。

**耐え難い騒音被害拡大**  
田村貴昭議員  
日本共産党の田村貴昭で、鹿児島県の種子島に隣接する馬毛島の買収問題について質問します。

政府は、米軍空母艦載機の地上離着陸訓練、FCLPの候補地として、西之表市の馬毛島を買収するとして地権者と契約を進めています。

私は、昨年の予算委員会分科会で、地元の意向に反し、違法開発のいわくつきの土地を米軍の訓練施設をつくるために買収するなど許されないと指摘しました。その後、臨時国会で質問主意書も提出し、数々の問題点をたどりま

十二月二日の記者会見で菅官房長官は、地権者のタス・トン・エアポート社との間で馬毛島を約百六十億円で買収することで合意したと発表しました。

菅官房長官にお伺いします。何のために島をかうんですか。この島で何をしようとするんですか。政府が合意したという土地買収契約の内容を明らかにしてください。

## ○河野防衛大臣

馬毛島の取得につきましては、我が国の南西地域を守るための拠点として自衛隊施設を整備する、その施設を米軍の空母艦載機の着陸訓練を行う施設として活用すること、この二つの大きな意義がございます。

これまで、与那国、宮古島及び奄美大島に警備部隊等の配備を行ってきましたが、島嶼部において陸海空自衛隊の統合訓練を行い得る拠点、整備、補給等の後方支援を行い得る拠点は限定的でございます。このような観点から、馬毛島に自衛隊

の訓練拠点、緊急時の活動拠点を整備することは、我が国の防衛上、極めて重要な課題です。

また、米軍の空母艦載機の着陸訓練の施設の確保は、日米同盟を維持強化する上で不可欠な取組になっていきます。

現在、米空母は年間を通じてアジア太平洋地域で恒常的に活動を行っています。この米空母のプレゼンスは、不透明さを増すこの地域を安定させる上で極めて重要な抑止力、対処力となっていますが、訓練施設がなければ、米空母は訓練実施のために本国に戻らなければなりません。

現在、訓練を実施している硫黄島は、艦載機の基地の岩国から約千四百キロと遠く、近くに飛行場もないため、トラブルがあった場合の安全性に大きな懸念がございます。また、硫黄島の天候不良時には人口密集地である厚木飛行場でFCLPが行われた例もあり、平成二十四年の実施時には約四千八百件の苦情が寄せ

られるなど、地域の方々の大きな負担にもなっています。

このように、米軍の空母艦載機着陸訓練の施設の確保は安全保障上の重要課題であり、この訓練の移転により関係する地域の方々の負担軽減や米軍人の安全確保のためにも、馬毛島取得は大きな意義があるものと考えております。

### ○田村貴昭議員

馬毛島にFCLP基地をつくっても、厚木の訓練がなくなるとは言えないんですよね。厚木においても、岩国においても、耐えがたい騒音被害を与えてきているわけですよ。馬毛島から十二キロ離れた種子島においてもこれは同じことであって、更に訓練の場をふやすようなことは絶対あってはならないと思うわけでありまして。

## 米軍移設費用で自衛隊基地用地買収

百六十億円の買収費用について伺います。

既に買収がされています。おかしなことに、今年度、二〇一九年度の予算には計上されていません。先日可決した補正予算にもありませんでした。今審議している二〇二〇年度予算にも、この予算は計上されていません。これはどういうことですか。説明してください。

### ○河野防衛大臣

馬毛島の土地の購入等に係る経費につきましては、令和元年度予算に計上していません。財政法に基づき予算の流用により必要な財源を手当てしたところでございます。

### ○田村貴昭議員

流用したんですね。詳しい説明は、私は資料を配っています。資料の①(図)です。馬毛島買収、百六十億円の原資となっている事業に関する防衛省説明資料、ここに何と書いてあるか。米軍普天間飛行場

の辺野古移設経費を回してつくるというふうに書いています。つくるのは自衛隊基地でしょう。辺野古の移設費用をつくるというのは、まさに驚きであります。こういう、日本の自衛隊基地をつくるのに、なぜ米軍普天間基地の移設費用を使うんですか。この流用はおかしいんじゃないですか。流用を担当したのは財務大臣ですか。麻生大臣、いかがですか。

### ○河野防衛大臣

恒久的なFCLP施設の確保は安全保障上の重要課題であり、訓練の移転により地元の負担を軽減するためにも喫緊に解決すべき課題として日米間で特定され、これまで馬毛島の取得に取り組んできているという経緯があることから、米軍再編関係経費において財源を確保したものでございます。

### ○麻生財務大臣

今般の馬毛島の土地の取得の話ですけども、防衛省と土地所有者との間で話

がついたということに伺って、一定の合意が得られたということによって生じた追加的な財政需要については、これは防衛大臣から話があり、大臣から話があるように、財政法に基づいて、国会で議決をいただいた項目、項ってわかりますよね、項の範囲内で他の目から流用することにより対応するものであり、適正なものだと思っております。

### ○田村貴昭議員

目間の流用なんですか。その目間の流用の中身が何かしいと言っているわけですよ。防衛省は地元の西之表市などに説明に回っていますけれども、それがこの説明資料です。

## 馬毛島買収(160億円)の原資となっている事業

(※2019年度予算、防衛省説明資料から作成)

予算の項目	金額	具体的な事業
(項)在日米軍等駐留関連諸費 (目)提供施設移設整備費	159億円	普天間飛行場の移設事業における河川切替工事 (71億円)
		普天間飛行場の移設事業における土砂運搬用のベルトコンベア設置工事 (56億円)
		北部訓練場におけるヘリパッド移設事業 (11億円)
		その他 (22億円)
(項)在日米軍等駐留関連諸費 (目)不動産購入費	0.4億円	移転措置事業
(項)在日米軍等駐留関連諸費 (目)施設運営等関連補償費	0.3億円	牧港補給地区における支障除去期間補償金
合計	160億円	

※計数は、四捨五入によっているので符合しない。

御説明資料、防衛省、馬毛島における自衛隊施設の整備についてと書いています。整わないですか。ページをあけると、馬毛島における自衛隊施設の整備について、次のページは、馬毛島に自衛隊施設を整備する必要性、こう書いているんですよ。

自衛隊の施設をつくること  
が目的となつていているのに、  
なぜ米軍普天間基地の移設  
事業費を民間流用でやるの  
か。これはおかしいじやな  
いですか。既に、買収が進  
んで、防衛省の国有財産台  
帳には明記されています。  
何と明記されているか。自  
衛隊馬毛島基地仮称。自衛

隊基地じゃないですか。費  
目が全く違うんですよ。こ  
う流用は認められません。  
百六十億円もの巨額な税  
金投入に当たって、予算計  
上もしない、国会にも諮ら  
ない。そして、強引な流用  
で賄うことは、これはでた  
らぬな財政支出と言わなけ  
ればなりません。

防衛省に伺いますけれど  
も、新しい基地をつくるた  
めに、土地取得費用を、土  
地買収費用を予算の流用で  
賄った例はありますか。

### ○河野防衛大臣

平成二十一年度から平成  
三十一年度において、新たな  
自衛隊の駐屯地、基地の整  
備のために移用、流用を行  
った例はございません。

平成二十八年度に、山口  
県の岩国市において、目黒  
に所在する防衛装備庁の艦  
艇装備研究所の海洋環境試  
験評価のためのサテライト  
施設の用地として、約三ヘ  
クタールの不動産購入費と  
して、四億四千二百万円を  
流用した例がございます。

### ○田村貴昭議員

新しい基地をつくるため  
に土地取得費用、買収費用  
を流用した例はないという  
ことなんです。前代未聞  
のやり方をやっているんで  
すよ。

桜を見る会の問題は、予  
算の三倍を支出していたと  
いう財政民主主義の問題が  
問われているんです。今  
度の場合は、予算そのもの  
が計上されていないんです  
よ。憲法八十三条には何と  
書いてあるか。「国の財政を  
処理する権限は、国会の議  
決に基いて、これを行使し  
なければならぬ。」、こう  
定められているではありませんか。この流用は、財政  
民主主義の原則に違反する

やり方と言わなければなり  
ません。

## 18年度にも「流用」

### 地元で隠して

### 設計を委託

調べてみたら、流用は、

その前年、二〇一八年度に  
も行われています。馬毛島  
基地のために、これも普天  
間飛行場移設事業費を流用  
しています。その流用額は  
幾らですか。そして、この  
事業、どんな事業に使った  
んですか。

### ○河野防衛大臣

通告ございませんので、  
今、手持ちに資料がござい  
ません。

### ○田村貴昭議員

通告してきますよ。わか  
らないんですか。レクでも  
言っているでしょう、通告  
レクで。ちゃんとやってく  
ださいよ。わかるでしょう、  
資料あるんだから。

○棚橋委員長  
速記をとめてください。  
〔速記中止〕

### ○棚橋委員長

では、速記を起こしてく  
ださい。防衛省地方協力局  
長中村吉利君

### ○中村防衛省地方協力局長

お答え申し上げます。  
流用に関しましては、気象  
調査等各種の調査などを行  
うために、約三十四億六千  
七百万円を流用しているこ  
ろでございます。

### ○田村貴昭議員

今、三十五億と言われた  
んですかね。三十四億と言  
われたんですか……（発言  
する者あり）じゃ、その三  
十四億六千六百九十七万円  
ですか、それ、何に使った  
んですか。

### ○中村地方協力局長

お答え申し上げます。  
先ほど申し上げました三十  
四億六千七百万円のうち、  
主なものは設計、あとは各

種の調査ということでござ  
います。

### ○田村貴昭議員

ちゃんと答えてください  
よ。設計に幾ら使ったんで  
すか。調査に幾ら使ったん  
ですか。そこを読んだら  
いいですよ。ちゃんと答え  
てください。（発言する者あ  
り）

### ○中村地方協力局長

お答え申し上げます。  
設計といたしまして三十一  
億三千四百万円、気象の調  
査といたしまして八千二百  
万円、土質の調査といたし  
まして三億一千九百万円と  
いうことになってございま  
す。

### ○田村貴昭議員

その設計費用が三十一億  
円。ほかの費用も足して三  
十五億円になったと私は伺  
っています。この設計だけ  
に三十五億円かける、その  
額も驚きなんですけれども、  
売買契約も交わされていな  
いこの時期に、設計費用が  
流用で組まれて、そして委

託されていた。そして、この基本設計については、地元の説明では何にも説明されていないんですよ。地元自治体はびっくりしていました。

これがまかり通るならば、政府予算というものは、国会の審議も議決も経ずに、流用で何でもできることにならざるじやないですか。こうした財政支出は断じて認められません。

## 抵当権だらけの土地

### 言い値で購入

政府は、昨年十二月十九日の時点で、馬毛島の六三%の土地を既に地権者から取得したと発表しています。百六十億円の土地買収はどのような進行状況なんですか。これまでに取得した土地の所在、面積、価格について明らかにしてください。

### ○河野防衛大臣

昨年十二月二十日時点で、馬毛島全体の六三%の土地を取得しております。

日々、さまざまな進捗がございまして、その後の逐一については、今後の円滑な取得に影響を与える可能性があるため、お答えを差し控えます。

### ○田村貴昭議員

おかしいでしょう。取得したんだったら、移転登記して、法務局に行ったら誰でも見ることができるとですよ。既に取得した土地がどこなのか、幾らで買ったのかも答えられない。ここに、馬毛島取得に当たっての数々の疑惑が隠されているんです。

地権者のタストン社は、これまで仮差押えを受けたり、破産を申し立てられたりしてまいりました。昨年三月、参議院予算委員会でも当時の岩屋防衛大臣は、このように答弁しています。土地を取得する際には、所有者との契約において、その土地の上に所有権以外の権利が設定されているときは、あ

らかじめこれを消滅させた上で取得することとしている、このように述べたわけでありまして。防衛大臣に伺いますよ。そもそも、抵当権だらけのこの馬毛島の土地をどうやって取得できるんですか。従来の政府答弁に照らして、これはおかしいじやないですか。

### ○河野防衛大臣

馬毛島の土地の取得に向けた手続につきましては、今なお継続しており、その手続に影響を及ぼす可能性があるため、具体的な合意内容や手続については、お答えを差し控えます。

### ○田村貴昭議員

怪しいですね。つまり、こういうことじやないんですか。抵当権のついていないところをまず防衛省が先行取得する、タストン社は、その金で債権者に債務を返済して抵当権を抹消する、その土地をまた防衛省が買ってやる、またタストン社はそうやって抹消していく、そうやって全部買っていく

という手法じやないんですか。

国費をもって借金の肩がわりをして抵当権を外してやっていると、こんなことしていいんですか。そこまですべて米空母艦載機の訓練施設を提供するというんですか。異常じやないですか。

## 積算根拠も示さず

### 取得強行

取得費用は、なぜ百六十億円なんです。二〇一七年三月に示された不動産鑑定評価額は四十五億円とされていますよ。多くの報道で、もうこれは全国的に発信されています。地元の人もみんな四十五億円だと理解していますよ。余りにも百六十億円と乖離があるじやないですか。

私は、不動産鑑定評価額の四十五億円でも、これは高いと考えています。例えば、農水省が馬毛島に所有していた土地を払い下げたときの価格は、平米当たり

九十六円です。馬毛島の面積で換算したら、七億八千万円程度なんですよ。

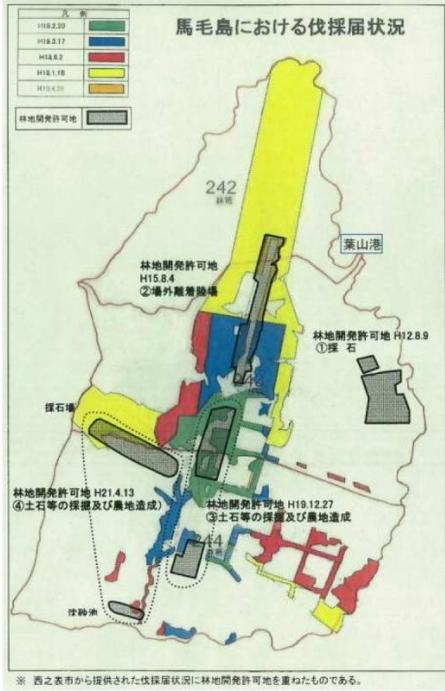
大臣、この際、百六十億円の積算根拠を示してもらえぬですか。あわせて、不動産鑑定評価額を示してください。そうじやないと、予算の執行の審議ができないんですよ。

### ○河野防衛大臣

馬毛島の取得につきましては、馬毛島の土地の大半を所有する者との間で昨年に一定の合意に達し、その後、取得に向けた手続が継続しております。売買額の根拠や不動産鑑定評価額について現時点で明らかにすることは、今後の円滑な取得に影響を与える可能性があるため、現時点ではお答えを差し控えます。手続の進捗状況、所有権の移転状況を踏まえて、適切な段階で御説明をしたいと考えております。

### ○田村貴昭議員

こんな異常な国有財産の取得、公有財産の取得、聞



※ 西之表市から提供された伐採届状況に林地利開発許可地を重ねたものである。  
出典：鹿児島県



出典：西之表市提供資料をもとに田村貴昭事務所作成

いたことがありませんよ。不動産鑑定評価額も示さない、そして積算根拠も示さない。タストン社の社長は、か

つて、雑誌のインタビューでこういうふう述べていました。これまでにかけた費用は百五十億円を超えます、これまで島に投資して

きた金額に見合った条件を提示してほしいと言っているんですよ。タストン社の言い値で買っているんじゃないんですか。百六十億円の取得額というのは、造成費用を上乗せしているんじゃないですか。大臣、いかがなんでしょうか。

○河野防衛大臣

取得に向けた手続が現在も継続しておりますので、百六十億円の根拠その他について現時点で明らかにすることは、今後の円滑な取得に影響を与える可能性があるため、現時点ではお答えを差し控えますが、手続の進捗状況、所有権の移転状況を踏まえて、適切な段階で御説明したいと考えております。

違法開発不問にして

取得を強行

○田村貴昭議員

今説明してくれないですか。

審議できないじゃないですか。造成費用が上乗せされているとしか考えられないんですよ。その造成費用は、違法に開発されてきたという大問題があるわけですよ。

森林法では、林地開発許可制度があり、民有地において、一ヘクタールを超えて土地の形質を変更する行為、例えば伐採し木を根っこごと抜く抜根などは、市町村への伐採届ではなくて都道府県知事の許可が必要なんです。

パネルをお願いします。資料に(図)もお配りしています。

まず、左の図なんですけれども、馬毛島における伐採届状況です。そして、航空写真とを見比べたものなんですけれども、左の図のグレーの色のところが鹿児島県知事が林地開発を許可した場所なんです。ほかの色のところ、黄色とか青とか赤、こうしたところは伐採届のみなんです。ここでは抜根してはいけないんです。林地として残っていない

なければいけないんです。しかし、右側の写真を見れば、巨大な十字架状の地面があらわになっているのが一目瞭然と読み取れます。林地がありません。無許可の開発は明らかなんです。事実、タストン・エアポーター社は、鹿児島県の聴聞会で、法が禁じている抜根を認めています。

江藤農林水産大臣にお越しいただいています。鹿児島県は、許可を超える開発がされているおそれがあるとして、立入調査を地権者に申し入れています。それは知っていますか。農林水産省は、馬毛島における森林法違反の開発行為について確認を行っていますか。端的に教えてください。

○江藤農水大臣

森林法第十条の二の規定については、先生がおっしゃったところでありまして、もう省きます。

鹿児島県からは、馬毛島の民有林について、平成十二年から平成二十二年にかけて知事名で森林開発許可

を行い、その後、森林法に違反した疑いがあつたため鹿児島県が平成二十四年に調査をしたということでありますが、そのような行為を行った事実は確認されていないと、鹿児島県の方から聞いております。

そして、承知しているのかということについてはありますが、立入調査の実施につきましては、鹿児島県と防衛省の事務レベルで協議、検討が行われているというふうな承知をいたしております。

#### ○田村貴昭議員

鹿児島県は、もう議会の答弁で、違法開発のおそれがあると云っているんですよ。

それから、国の公害等調整委員会も、許可申請及び許可の範囲を超える開発、伐採をしていたものと推認されると。国の機関が、違法開発が推認されると、もう断定しているんですよ。だから、ちゃんと答えてください。

江藤大臣、もう一つ聞きます。

森林法に違反する開発があつた場合、森林法ではどのような定めになっていますか。これは罰則について教えてください。法の説明です。

#### ○江藤農水大臣

森林法第十条の三の規定では、都道府県知事は、森林法に違反をして民有林の開発を行った者に対しましては、中止命令又は復旧命令を課すことができることとなっております。また、森林法の第二百六条の規定では、森林法に違反して民有林の開発を行った者や中止命令又は復旧命令に違反した者に対しましては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金を処すこととなっております。

#### ○田村貴昭議員

無許可の開発、復旧命令違反には懲役それから罰金も科せられる、犯罪なんですよ。

防衛大臣、そういう土地を、今、国有財産として防衛省は取得しようとしているんです、既に取得しているんですよ。違法開発の造成地はそのまま放置するつもりなんですか、答えてください。

#### ○河野防衛大臣

タストン・エアポート社による開発行為等に対する森林法違反の有無は、処分権者である鹿児島県又は西之表市が事実確認の上で認定するものであり、防衛省において把握している限りでは、これまで、森林法に違反していることを理由として何らかの処分が行われたとは承知しておりません。

#### ○田村貴昭議員

森林法に違反していることを理由として何らかの処分が行われていることは承知していない。新たな御飯論法の変化形ですか。森林法に違反しているかもわからないけれども、何らかの処分が行われたとは承知していない。森林法に違反し

ているという認識はあるんでしょう。あるはずですよ。だって、不動産鑑定評価書には、ちゃんと許可の範囲が書かれているわけですよ。林地開発許可、この明記があつているわけですよ。

防衛省、知らなかったとは言わせませんよ。これは違法開発ですよ。この違法

開発について、そのまま、取得して何にもしないということなんですか。それは許されませんよ。そういうつもりなんですか。変わらないうんですね。そのままやると、そして自然破壊のままで、そしてFCLPの訓練基地として米軍に提供する、原状復帰しない、そういうことなんですか。違つたらお答えください。そういうことなんですか。(発言する者あり)わかりました。いいですよ、そういうことなんです。

ひどいじゃないですか。手法もひどいけれども、やはり、政府として違法開発をずっと認める、違法開発した土地を取得するという

のは、もうこれは絶対許されない話であります。

#### 地元無視の強行

#### 許されない

時間が押し迫ってきたんですけれども。

官房長官、十二月二十日の記者会見で、米空母艦載機の着陸訓練施設の確保に当たっては地元の理解と協力が極めて大事というふうな記者会見でおっしゃいました。

資料三、資料四、あわせて説明します。

西之表市は、自然を生かした活用を提案しています。西之表市では、青少年の自立心、協調心、自然・文化愛護心を養うことを目的に、小学校五、六年生を対象とした馬毛島体験活動を実施しています。

資料の四、西之表市の八板俊輔市長の思い、「未来へ、選択の覚悟」、これは市のホームページに掲載されています。ここで、市長

はどのようなにおっしゃっているか。

FCLPは騒音被害や自然環境への悪影響の懸念から、米国本土でも、遠隔地訓練場の建設に反対運動が起きています。

私は、市長選でFCLP施設反対を唱えて当選しました。馬毛島にふさわしい利用法をFCLP以外に追求する考えは、一切変わっていません。

官房長官、市長のこの態度は明確であり、この言葉は非常に重いものがあるんじゃないですか。長官が、地元の理解と協力が極めて大事と言われるのであれば、この自衛隊基地とFCLPを強行することはできないじゃないですか。それとも、無視して強行するんですか。どうなんですか。

### ○菅官房長官

いずれにしろ、引き続き、防衛省において丁寧な対応にしっかりと努めていく、そういう中で、地元の皆さんの御理解を得るべく対応し

ていきたい、こういうふう

### ○田村貴昭議員

官房長官、百六十億円の馬毛島買収をめぐって、新聞報道にこんなのがありません。菅義偉官房長官を中心とする首相官邸が全面譲歩を防衛省に指示、国の用地買収としては異例の譲歩、官邸幹部、を重ねたプロセスだった、こういうふうに取り材して報道されているわけでありませぬ。

地権者に対する全面譲歩を防衛省に指示したんですか。そんなような指示をしたんですか。

### ○菅官房長官

馬毛島の取得については政府全体で取り組むべき重要な課題であり、その進捗について節目節目には報告を受けておりました。

他方、具体的な取得の事務は、これを担当している防衛省の判断で行っております。

### ○棚橋委員長

田村貴昭君、恐縮ですが、申合せの。

### ○田村貴昭議員

はい、わかりました。しかし、官房長官、防衛大臣、現に政府が今やっていることは、離島の島民の願

りませぬ。基地建設強行は、地元自治体、住民の夢と希望を押し潰すものであります。戦闘機が飛び交い、耐えがたい騒音被害、危険をしむけることになるわけですよ。

国民の税金で、違法に開発された土地を買い、地権者の借金を国費で肩がわりす。してやる疑惑がある。しかも、その取得費は、予算措置もせず、国会にも諮らず、流用で賄う。財政のルールを無視したやり方であり、売買契約を撤回すべきであり、質問を終わります。

2020年2月18日 衆議院予算委員会 日本共産党 田村貴昭 提出資料 ③

**～馬毛島活用の方向性～**  
(平成29年12月策定)

**① 宇宙関連事業の展開**

「種子島＝ロケットの島」であり、本市でも現在は休止中であるが、H16年度まで宇宙往還機着陸場馬毛島建設促進期成会（HOPE）が活動し国などへ陳情等行っていた。また、現在でも鹿児島県宇宙開発促進協議会（会長＝県知事）が、鹿児島県宇宙開発促進協議会と共同で国（内閣府、文部科学省、経済産業省、JAXA）に対し、宇宙開発の推進について要請活動を行っている。

このことから、県と連携を深めるとともに、種子島屋久島振興協議会や種子島宇宙開発促進協議会での要請活動や期成会の再開も視野に入れ、馬毛島への宇宙往還機着陸場の建設に向けた取り組みを展開していく。種子島の地域振興のための宇宙産業誘致と合わせ、積極的に県と連携し国に対し要望を行う。

**② 馬毛島自然保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置**

市民間においてはFCLP問題に係ることは活発的な議論が交わされるものの、馬毛島と種子島の密接な関わり合いや特異な自然環境、歴史・文化的な情懷が、十分に市民へ伝わっていないことが挙げられる。

このことから、これらを後世に残すべき貴重な「財産」として、大学などと連携し調査研究機関を設置または誘致し総合的な調査を行い、地元地域住民の福祉向上に資する「教育」「観光」を視野に入れた多様な活用を進めていくことを目的とし、将来の自然保護区設定を見据えた生態調査を主とする共同研究施設の設置を目指す。

**③ 馬毛島における体験活動の実施**

馬毛島を後世に受け継がれていく教育や観光の土台として、自然と人との関わり方を学ぶ活動や体験ができる場とすることで、馬毛島の特異な自然環境や歴史・文化的なことが改めて認識され、馬毛島を貴重な「財産」として広く住民に知っていただくことができる。

このことから、自然観察（生態観察・星空観察）などのプログラムをとおして、青少年の自立心、協調心、探究心、自然・文化愛護心などを養うことを目的とし、ありのままの自然を活かした体験学習などのイベントを行う。その拠点として、市が保有する馬毛島小・中学校跡地及び校舎を活用する。

**④ 馬毛島トラスト（仮称）の展開**

馬毛島の自然環境、歴史・文化的なことを後世に残すべき貴重な「財産」として捉え、これらの保全や活用に係る事業を展開していくためには、本市だけの取り組みでは限界がある。

このことから、馬毛島問題や馬毛島に係る活動を世界中に発信し、土地購入や施設整備活動に必要な資金を確保するための「馬毛島トラスト（仮称）」創設を検討する。

馬毛島小・中学校跡地現地調査（H29.12.19実施）

出典：西之表市ホームページ

## 質問に大きな反響

## 動画再生 4万8000回超

質問は、YouTubeに複数投稿され、再生回数は4万8000回を超えています。(2月27日時点)

### YouTubeコメント欄から

- 増税しても足りなくなるはずだよ。血税使い放題だな。
- この質疑は素晴らしく、自民党の違法ぶりがすさまじい。
- 本当に知らないってコワイですね。今日のこの質疑は素晴らしかったです。
- 馬毛島取得疑惑について共産党田村貴昭議員の追及が鋭い。ここにも沖縄基地利権が。防衛大臣河野太郎は質問に答えず。

動画視聴はこちら



YouTube 田村貴昭 馬毛島

検索

## 西之表市長が防衛大臣に抗議

田村議員の質問で、地元自治体に隠して設計契約をしていたことが判明。西之表市の八板俊輔市長は2月20日、河野防衛大臣に抗議文を送付しました。

防衛大臣 河野 太郎 殿

抗議文

本市は、昨年12月20日、防衛副大臣から馬毛島における自衛隊施設及び米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）施設整備に関し、「馬毛島の過半の土地を取得し、施設整備に必要な調査を行う」との説明を受けた。その後、本年1月21日から現在に至るまで、防衛省においては、施設整備が可能か判断するための調査を実施しているものと理解している。

さらに、防衛省からは「FCLPの実施設としては引き続き候補地である」との説明を受けたところである。

ところが、2月18日の衆議院予算委員会において、今回の調査を行う以前に、しかも土地取得前に設計作業に入っていることが明らかになった。あわせて、当該設計経費は、在日米軍等駐留関連諸費を流用している。

これら、施設整備について未だ決定がなされていない段階での国の対応は、甚だ遺憾である。今後、信頼関係が築けるか不安をもたらすものであり、強く抗議する。

令和2年2月20日

西之表市長 八板 俊輔

## 新聞各紙が報道

19日付の西日本新聞、南日本新聞、沖縄タイムス、琉球新報、長崎新聞などが報道。



西日本新聞(1面)

南日本新聞

沖縄タイムス